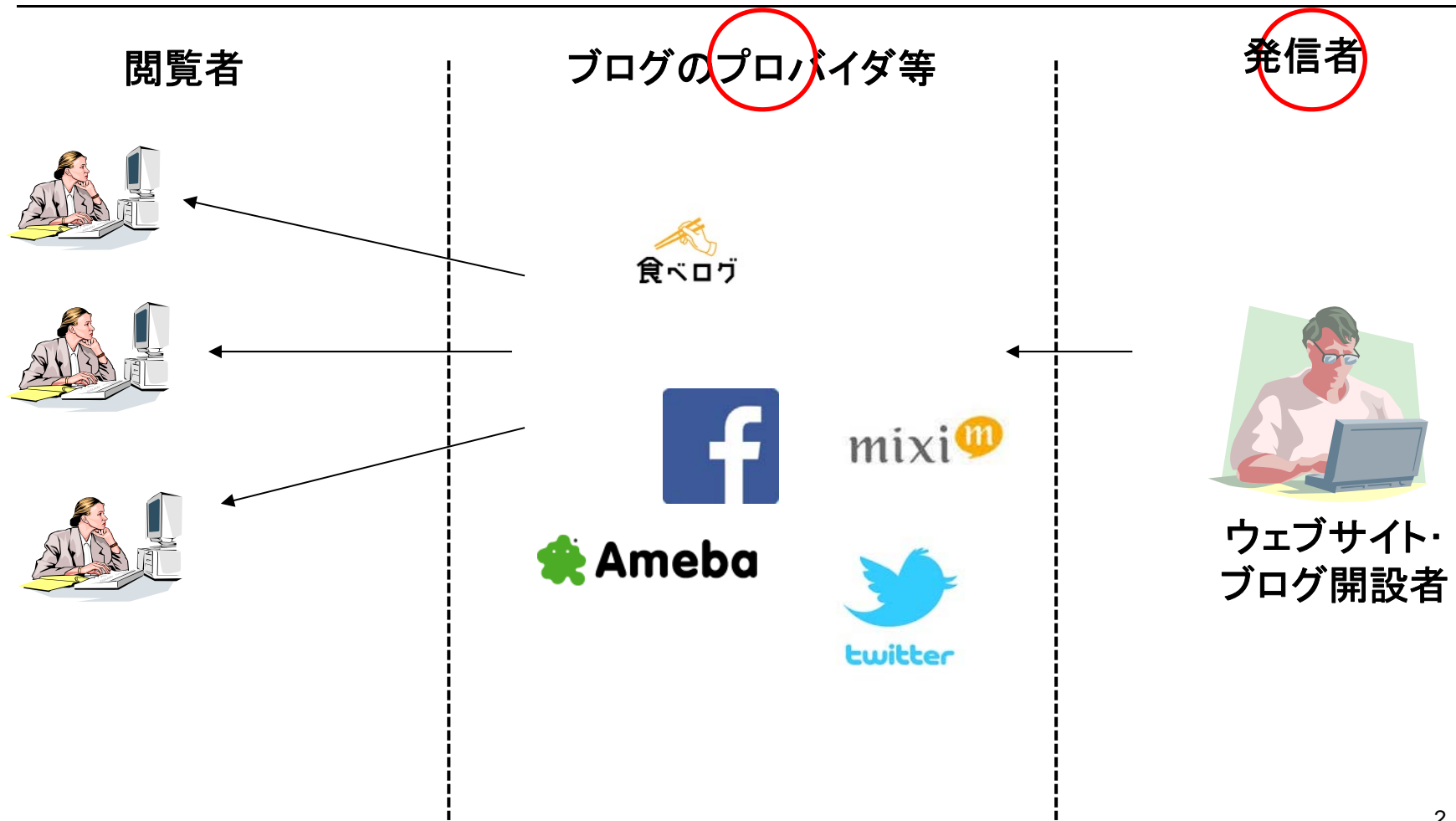


# 削除請求に関する近時の判決

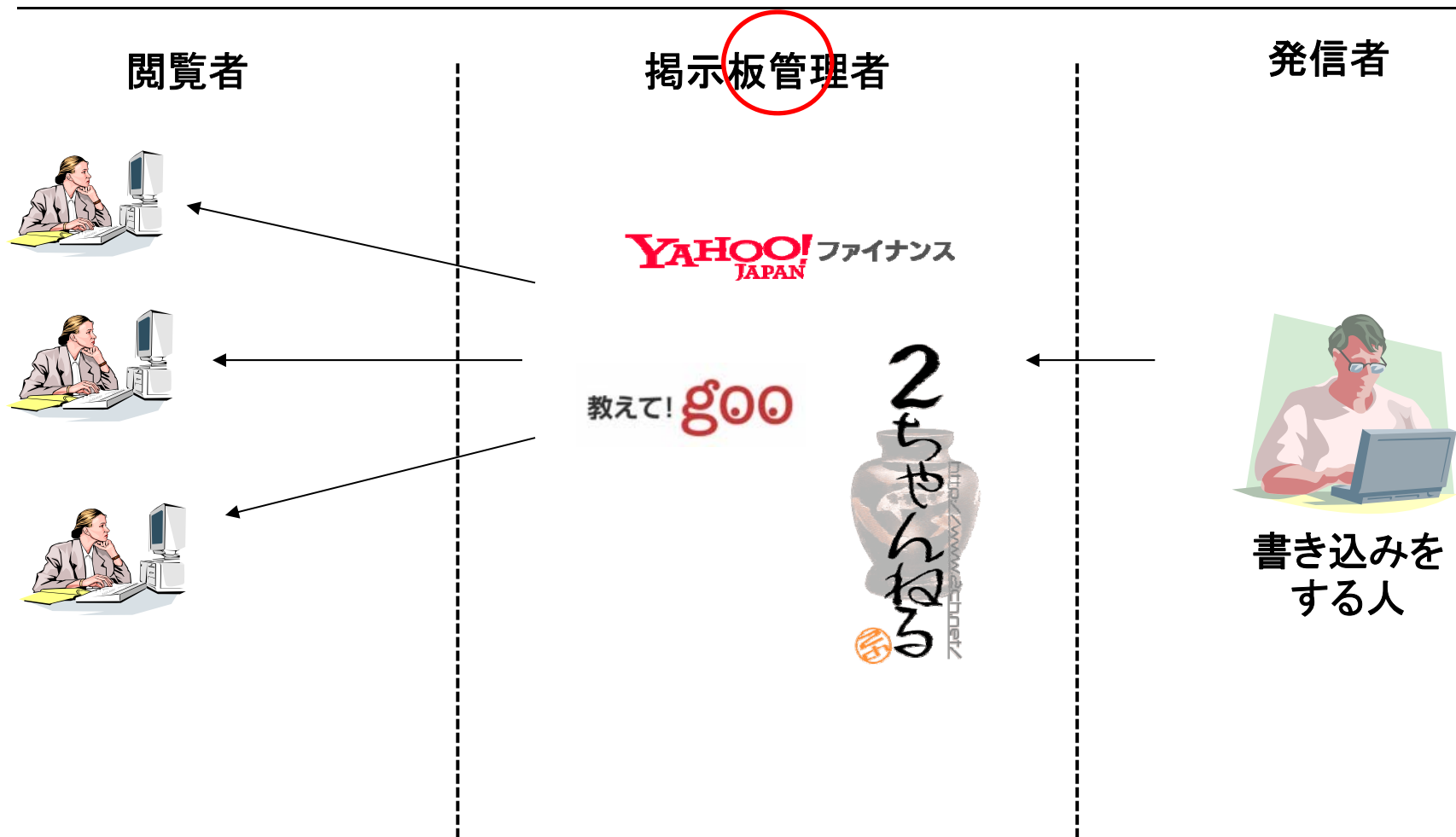
---


英知法律事務所  
弁護士 森 亮二

# 情報の流通経路① ウェブサイト・ブログ



## 情報の流通経路② 掲示板



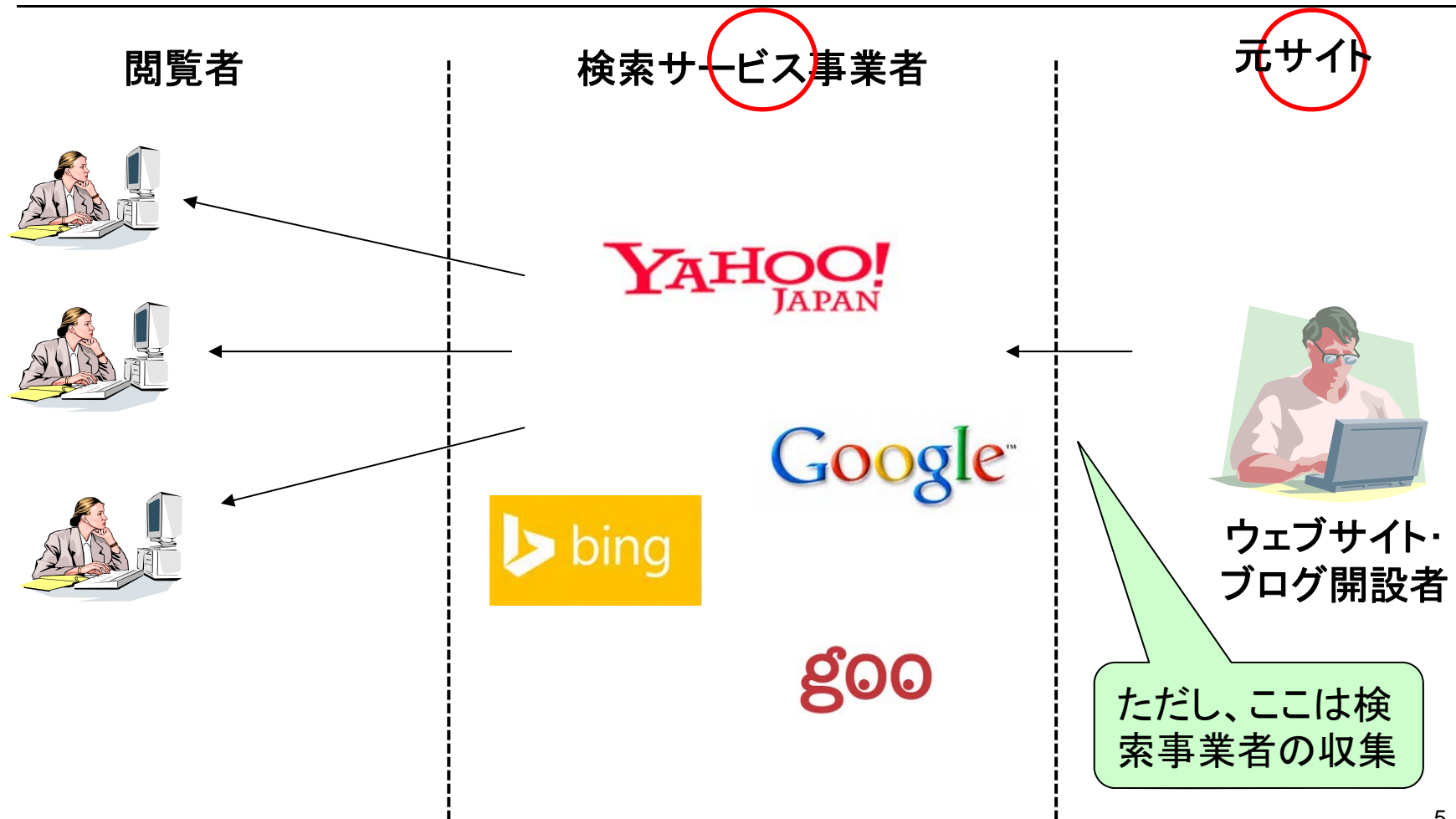


## 掲示板管理者等の責任 — 差止請求

---

- 人格権に基づくもの(名誉毀損、プライバシー侵害)、著作権侵害については明文あり(著作権法112条1項)
- 名誉毀損、プライバシー侵害情報の場合、差止請求の要件は、これらの権利が違法に侵害されていること。
- 違法性の有無は、受忍限度論のように相対立する利益を衡量した総合判断によることとなる
- 具体的な基準は、事案によりさまざま。

## 情報の流通経路③ 検索サービス



## 検索結果の表示による権利侵害

たとえば、匿名掲示板においてA病院に対する誹謗中傷が行われ「去年は10人誤診で殺した」とか「診療は極めて杜撰」などの書き込みが行われたとする。



A病院の近隣の住民が、知人の紹介などでA病院の名前を知り、初めてこれを利用しようとする場合、連絡先や診療時間帯などについてインターネットで調べてから行こうとすることはごく一般的。



検索サイトに「A病院」と入力してA病院のホームページを検索



A病院自身のウェブサイトのみならず、先ほどの書き込みと一緒に表示される。



「去年は10人誤診で殺した」  
「診療は極めて杜撰」



やはりA病院はやめておくことに決定

# 検索結果に対する削除請求

東京地裁平成22年2月18日判決

「K医師」で検索すると「Kは性犯罪者！消えろ死ね」の検索結果

- 削除請求は認められない。
- 検索結果の削除請求が認められるのは以下の場合のみ。
  - 検索結果として表示されるウェブページ自体からその違法性が明らかであり、かつ、そのウェブページの全体か、少なくとも大部分が違法性を有しているという場合に、
  - 申し出等を受けることにより、検索サービスの運営者がその違法性を認識することができたにもかかわらずこれを放置

「實際上、真実性等の違法性阻却が問題とならざるをえない社会的評価を低下させるような表現を含むウェブページや、様々な表現が混在する掲示板のスレッドに係るウェブページについては、検索サービスの検索結果からの削除を求めることができる場合が極めて限定されたものとなる」

厳しい基準

# 検索結果に対する削除請求

京都地裁平成26年8月7日判決

原告の氏名で検索するとかつて女性の盗撮で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求は認められない

- 検索サービス事業者が検索結果の表示によって摘示する事実は、①検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在および所在(URL)並びに②当該サイトの記載内容の一部(スニペット)であって、
- 検索サービス事業者がスニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を摘示しているとはいえないから、検索サービス事業者が原告の名誉を毀損したとはいえず、検索結果の表示によって原告の人格権が違法に侵害されているとも認められない



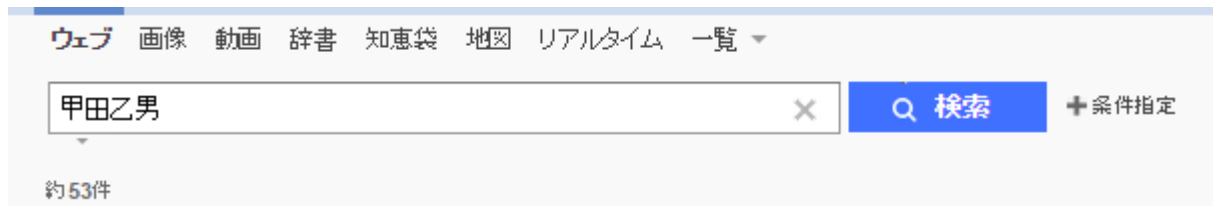
- 要するに「名誉棄損をしているのは検索サービスではない」

さらに厳しい基準



# 検索結果に対する削除請求

「スニペット」とは



[甲田乙男](#)

○○○.○○○.○○.jp/ - キャッシュ

甲田乙男 住所:東京都○○区△△×-×-× 電話番号080-XXXX-XXXX...  
×××...

[甲田乙男のブログ](#)

△△△.△△△.△△.jp/ - キャッシュ

××  
×××...

スニペット

# 検索結果に対する削除請求

東京地裁平成26年10月9日決定

## □ 削除請求を認める。

### ■ 検索結果の削除を初めて認めた裁判所の判断

- 決定は公表されていないが、自分の氏名で検索すると反社会的団体に所属していた事実が表示される事案であった。

### ■ 今後の影響に関する債権者代理人の意見

「この決定が出た後、多くのメディアが好意的に、インターネット時代には必要な権利だという感じで報じてくださっています。そういうメディアのとらえ方は裁判官の目にも触れるわけですから、裁判官としてもこれが現代の国民の考え方、価値観なのかということをお感じになると思います。それにより、最初に申しましたように検索サイトは特別なものだからそうそう削除してはいけないのだというこれまでの考え方は、実は違うのかもしれないと裁判官の方々に思っていただけの可能性はあるかもしれません。」 NBL2015年2月号

基準？

# 検索結果に対する削除請求

大阪高裁平成27年2月18日判決  
(原審: 京都地裁平成26年8月7日)

原告の氏名で検索するとかつて女性の盗撮で逮捕された事実の検索結果

- 削除請求を認めない。
  - スニペットは検索事業者が表示している。
  - 検索事業者は、スニペットは検索結果ページから自動的に抜粋したものであり、検索事業者が表示するものではないと主張するが、そんなことはない。
  - もっとも、本件のスニペットの表示内容は名誉棄損にはあたらない。



この考え方からすれば、スニペットの表示が名誉棄損・プライバシー侵害であれば削除請求は認められることになる。

緩やかな基準

# 検索結果に対する削除請求

さいたま地裁平成27年12月22日  
決定(仮処分保全異議申立)

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

## □ 削除請求を認める。

- 個々のスニペットの表示の中には、確かに、具体的な行為態様の記載がないとか、そもそも児童買春の罪で逮捕されたか否かが明らかでないとか、検索結果の末尾の方に表示されるにすぎないものもある。しかし
- 49個の検索結果のどれを見てもスニペットの中に債権者の氏名が表示され、更に、債権者が逮捕された旨または債権者に児童買春の疑いがある旨の表示がされている。
- 一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するというべきである。

# 検索結果に対する削除請求

東京高裁平成28年7月12日決定  
(保全抗告)

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

## □ 削除請求を認めない。

- 「忘れられる権利」は、そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない。(中略)その実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならないというべきである。
- よって、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求の存否とは別に、「忘れられる権利」を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権として差止請求権の存否について独立して判断する必要はない。
- 抗告人は単なる媒介者で、名誉権侵害の責任を負うものではないという抗告人の主張を採用することはできない。

# 検索結果に対する削除請求

東京高裁平成28年7月12日決定  
(保全抗告)

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- しかしながら、本件犯行は、児童買春行為という、(中略)社会的関心の高い行為であり、(中略)このような本件犯行の性質からは、その発生から既に5年程度の期間が経過しているとしても、また、相手方が一市民であるとしても、罰金の納付を終えてから5年を経過せず刑の言渡しの効力が失われていないこと(中略)も考慮すると、本件犯行は、いまだ公共の利害に関する事項であるというべきである。

# 検索結果に対する削除請求

最高裁平成29年1月31日決定  
(許可抗告)

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。
- また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。
- そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、(中略)表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

# 検索結果に対する削除請求

最高裁平成29年1月31日決定  
(許可抗告)

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

## □ 削除請求を認めない。

- URL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、
- その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らか  
な場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削  
除することを求めることができるものと解するのが相当である。<sup>16</sup>



# 検索結果に対する削除請求

最高裁平成29年1月31日決定  
(許可抗告)

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

## □ 削除請求を認めない。

- 児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。
- 以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し、前記1(1)の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

# 最高裁決定の評価

最高裁平成29年1月31日決定  
(許可抗告)

小向太郎 日本大学教授

「プライバシー侵害を理由に、元の記事が掲載されているサイトに削除が命じられる場合でも、検索サイトに対する削除請求が認められない場合が出てくる。検索サイト事業者の自由を尊重した判断だ」(2月2日 毎日朝刊2面)

宍戸常寿 東京大学教授

「検索サービスが人々の情報収集の支援に大きな役割を果たしているとともに、利用者が検索ワードを指定しないと情報が出ない点などにも触れて、判断基準を示した。検索サイトの重要性、特性にうまく配慮したものだ」「最高裁には、裁判所という権力が表現の自由を制限することには抑制的であるべきだという考えもあったのではないか」(2月2日 朝日朝刊2面)

曾我部真裕 京都大学教授

「今回の判断は、表現の自由を尊重しており、妥当だ。検索事業者をネット上の情報流通の要として評価し、手厚く保護した点にも意義がある」「裁判所は、プライバシー保護が優先することが『明らかな場合』にだけ判断するという基準を緩めることなく、判断していったほしい」(2月2日 読売朝刊9面)

# 最高裁決定の評価

最高裁平成29年1月31日決定  
(許可抗告)

神田知宏 弁護士

「今後、犯罪の実名報道は削除請求が難しくなる」「従来は削除決定が出たかもしれない事例でも請求はしにくくなる」(2月2日 日経朝刊38面)

宮下紘 中央大学准教授

「検索で過去のプライバシーが明らかになることで職を奪われる人が実際にいる中で、検索の利点だけに光をあてた判断には疑問も残る」(2月2日 朝日朝刊2面)  
「なぜ『明らか』という文言を加えたのかは判然としないが、紙媒体よりもインターネットの検索結果の方が削除しづらいとも読める」「検索結果の削除を求める側にとっては、極めて高いハードルが課せられることになった」(2月3日 読売朝刊16面、2月2日 朝日朝刊2面)

ご清聴ありがとうございました

---